

いじめ防止基本方針



喜多方市立第三中学校

(令和7年4月1日改訂)

1 いじめ防止の基本理念

【教育目標】 確かな学力・豊かな心・健やかな体 を持つ生徒の育成

めざす学校の姿	生徒が楽しく登校し、自己実現できる学校 環境が整い、安全で安心して活動できる学校 確かな学力を育む学校
めざす生徒の姿	喜多方三中であることに誇りをもてる生徒 共に学び、自分の考えをもち、伝えることができる生徒 感謝の気持ちをもち、素直で豊かな心をもつ生徒
めざす教師の姿	常に生徒のことを第一に考えて行動できる教師 生徒や保護者、地域から信頼される教師 自己研鑽に努め、互いに高め合う教師



- (1) いじめ問題は、学校における最重要課題の一つである。
- (2) いじめは、卑怯な行為であり絶対に許されないものである。
- (3) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの学級でも、起こりうるものである。
- (4) 教師は、いじめのない、子どもが安心して通える学校作り・学級づくりを目指さなければならない。
- (5) もし、いじめが起きてしまった場合、いじめをうけた子どもの心と体、そして命を守るために、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互に連携し、社会全体でいじめの問題を克服していかなければならない。

<参考「いじめ防止対策推進法」>

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、すべての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

(1) 「いじめ防止対策推進法」における「いじめ」の定義

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等（※1）に対して、当該児童等が在籍する学校（※2）に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※3）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※4）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※2 「学校」とは小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

※3 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒となんらかの人的関係を指す。

※4 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

「いじめ」に当たるか否かの判断及び留意点等については以下の内容を大切にする。

- (1) いじめられた生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第二十二条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) インターネット上での悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- (5) 当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応する。

※具体的ないじめの例

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるので、背景にある事情を調査し、生徒の感じる被害性に着目して判断する。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

3 いじめの理解

- (1) どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
 - ・ 「被害者」「加害者」だけでなく、はやし立てたりおもしろがったりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」にも気をつけ、集団全体がいじめを許さない雰囲気となるように指導や支援をする。
 - ・ 基本的な考え方 いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。いじめが重篤になるほど状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめの未然防止とともに、適切な初期対応が重要である。また、被害者が嫌だと思っていなくても、周りで見ている人がその関わり方がいじめのようで嫌だと感じたら、それもいじめである。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じようとする、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

4 いじめの禁止

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめは絶対に許されない。法律でも禁じられた行為であることを大人も子どももしっかり認識しなければならない。

5 学校及び職員の責務

- (1) 本校は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処しさらにその再発防止に努める。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を「学校評価」の評価項目に位置づけ、必要に応じて見直すというPDCAサイクルで行う。

6 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 本校の教育目標の具現化

本校の教育目標を教室に掲げ、特に、「豊かな心」の育成を組織的に取り組み、弱い者いじめや卑怯なふるまいをさせない、見逃さない指導を徹底する。

(2) いじめが起こらない学校・学級づくり

- ① 子ども一人一人の居場所のある温かな学級経営
教師と子ども、子ども同士の信頼関係の構築に努め、子どもが安心して学べる人間関係・教育環境づくりを目指す。
- ② 子どもが互いに認め合い心のつながりを持てる活動
常に子ども一人一人の個性やよさが発揮できる望ましい集団活動を目指し、授業や学校行事、部活動においてすべての子どもが活躍する場を設定し、子どもの自己有用感と認め合う信頼関係を大切にする。
- ③ すべての子どもが意欲的に参加できる授業
教師が、日々の授業を工夫するとともに、校内研修や校外の研修会へ積極的に参加し、指導力向上に努める。
- ④ あいさつや発表の仕方、チャイム着席や清掃
元気なあいさつやチャイム着席、清掃があたりまえにできる学校にする。
- ⑤ 一人ひとりを大切にする学級集団づくり
Q-Uテストを実施し、その結果に基づいて学級内における生徒一人ひとりの状況を組織的に把握し、より望ましい学級集団を形成するために実践事項を共通理解のもと指導する。

(3) 子どもの心を揺さぶる道徳教育

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育の実践に努める。
- ② 「道徳」の時間については、いじめに関して生徒の心を揺さぶる教材や資料を取り上げ、指導計画に位置付けるなどなど、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ③ 生徒の道徳的な判断が稚拙だったり、安易な言動がいじめにつながったりするような場面においては、教師による「場の指導」を行う。

(4) 感動・共感のある豊かな学び、豊かな体験活動

- ① 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりに努める。
- ② 「楽しい授業」「わかる授業」を通して、生徒の学びあいを保障する。
- ③ 学級活動等では、話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ④ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用して学習させる。
- ⑤ 学校行事では、人間関係を深化させるとともに、達成感や感動を体験することができるよう行事を企画し、生徒の活動を支援する。
- ⑥ 生徒会活動では、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるような活動が展開するように支援する。

(5) 情報モラル教育の推進

- ① インターネット等を通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処できるようにするために情報モラル教育計画を作成し、計画的に指導する。
- ② 外部講師を招いて、生徒と保護者及び教師を対象に、にインターネット等を通じて行われるいじめについての講演会を企画し、実施する。

(6) いじめに関する校内研修の実施

校内生徒指全体会で、ケーススタディーや本マニュアルの活用、専門家を招いた講義・演習等を実施する。

(7) 保護者・地域に対する学校の取り組みや改善に係る情報発信と意識啓発

- ① 学校のいじめ防止基本方針について、地域や保護者の理解が得られるよう保護者懇談会やHP等で周知し、いじめ問題の重要性について認識を広めるとともに、電話連絡、家庭訪問、教育相談等を通じて家庭との緊密な連携協力関係を構築する。
- ② 学校評価においては、いじめの有無だけでなく、いじめの実態や対応の状況等が評価できるようにし、さらにその評価結果をもとに改善を図る。

(8) 相談窓口の周知

「ふくしま24時間SOS」や「ダイヤルSOS」の活用を積極的に周知する。

(9) 配慮事項

配慮が必要な生徒について、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒等に対する指導を行う。

- ① 発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ④ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
- ⑤ 感染症に関して誹謗中傷の対象になりうる生徒

7 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内における組織

- ① いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。
 - ア 構成員
 - 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー
 - ※いじめの状況に応じて、スクールソーシャルワーカー（SSW）、地域の主任児童委員や民生委員、警察（生活安全課）又は警察官経験者（スクールサポーター）、児童相談所、医師や弁護士 など
 - イ 活動
 - (ア) いじめ防止に関すること
 - (イ) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
 - (ウ) いじめ事案に対する対応に関すること
 - ウ 開催
 - (ア) 毎週月曜日に定例会を開催し、情報交換を行う。
 - (イ) いじめ事案発生時は緊急に開催して対応策を検討、指導方針について連携、共通理解を図る。

② 生徒指導全体会

ア 構成員 全教職員

イ 活動

- (ア) いじめを受けやすい生徒、いじめの加害や被害の経験のある生徒について共通認識を図る。
- (イ) ケーススタディーや本マニュアルの活用、専門家を招いた講義・演習等を実施する。

ウ 開催予定 4月、7月、12月、2月

(2) 校外における組織

① 喜多方三中学区小・中交流会

三中学区の小・中の教職員が、情報交換を主とする協議会を6月に実施し、校種間の児童、生徒の課題の共有化を図りながら連携しながら教育活動を促進する。

② 喜多方三中学校運営協議会

学校運営協議委員の視点から学区の共通の問題点を焦点化し意見交換を行う。

8 いじめの早期発見のための取り組み

(1) 日々の観察

- ア 学級担任による朝の健康観察やあいさつ、言葉かけにより、日々の観察によって変化を察知する。
- イ 休み時間や放課後の雑談などを通して、生徒の人間関係の情報を把握する。
- ウ 全職員の違った視点により、生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察し、生徒が発するサインを見落とさないようにする。
- エ 気になる生徒がいた場合、必ず担任へ伝えたとともに管理職にも報告する。
- オ 養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問等からも情報を収集する。
- カ 校内各種会合で情報交換を確実に実施する。

(2) 生活改善アンケート

- ア 6月、9月、11月、2月（年4回）に生活アンケートを実施していじめの有無を把握する。
- イ 7月、12月に学期の反省を学校・学年・学級で実施し、学級生活や学校生活の状況を把握する。

(3) 教育相談

- ア 家庭訪問や三者面談を実施し、家庭と学校双方の情報交換を行うとともに、互いの信頼関係と連携の体制を築く。
- イ 6月～7月、10月～11月に定期教育相談で個人面談し、生徒の悩みを把握し、いじめの把握及び助言と支援を行う。
- ウ 個別相談を適宜実施する。
- エ 日常生活の中で意図的に話を聞く、チャンス相談を実施する。

(4) いじめ相談体制

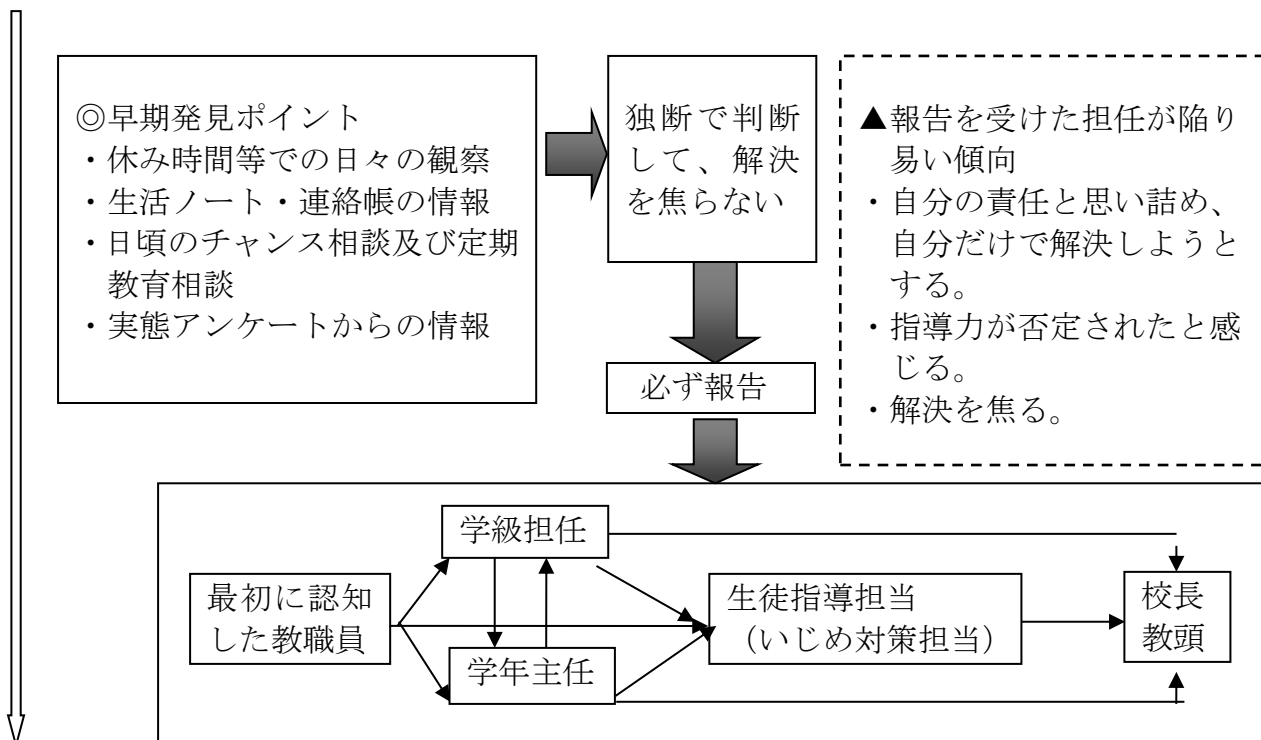
生徒や保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のような相談体制を整備する。

- ア 全教職が相談者
- イ 養護教諭との連携
- イ スクールカウンセラーの活用

9 いじめに対する早期対応

(1) 早期の組織的な対応イメージ

I いじめ情報(気になる情報)のキャッチ



II 正確な実態把握

- ☐ 当事者の双方、及び周りの児童生徒から事情を聴き取り、記録する。
- ☐ この段階で、ただ注意や説教をして、謝らせるだけの安易な指導にしない。
- ☐ 関係職員との情報共有により、一つの事象にとらわれることなく、より広範囲で総合的な実態把握に努める。

III 教育委員会への報告（第一報）及び対応方針の決定（指導体制・役割分担等）

- ☐ 教育委員会へ把握できた現状について直ちに第一報を入れる。
※ 報告しないことは法律違反である。
- ☐ 「いじめ防止対策委員会」を開き、指導のねらいを明確にした対応を進める。
(児童生徒の生命や心身又は財産に重大な被害が生じる等、学校だけでは解決が困難と判断した場合は、教育委員会に指示を仰ぐ。)
- ☐ 対応の見通しについてすべての教職員で共通理解を図る。
 - ・ 緊急度、自殺や不登校、脅迫や暴行等の危険度
 - ・ 事情聴取等での留意点
 - ・ 緊急SCの派遣やSSWに関係機関とのつながりを依頼するかどうか 等
- ☐ 役割分担を確認する。
 - ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・ 加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・ 周囲の生徒と全体への指導担当
 - ・ 保護者への対応担当
 - ・ 関係機関への対応担当

IV 教育委員会・関係機関等と連携した事実の究明

- 第一報以降、教育委員会と連携しながら事実の究明を継続する
(教育委員会により「重大事態」と判断された場合は指示に従って進める。)
- 事情聴取は、被害者→周囲の者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行なう。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取後は、当該児童生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではないこと>

- ▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

V いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導や支援及び保護者との連携

① 被害者(いじめられた子ども)への対応

ア 基本的な姿勢

- ・ いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- ・ 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

イ 事実の確認

- ・ 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- ・ いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

ウ 支援

- ・ 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・ 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- ・ いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ・ 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。
- ・ 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという安易な指導はしない。

エ 経過観察

- ・ 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・ 自己肯定感を回復できるよう、授業等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

② 加害者（いじめた子ども）への対応

ア 基本的な姿勢

- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・ 自分はすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

イ 事実の確認

- ・ 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・ 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

ウ 指導

- ・ 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・ いじめは決して許されないことをわからせ、人権意識を持たせる。
- ・ いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・ 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

エ 経過観察等

- ・ 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を継続し成長を確認していく。
- ・ 授業や学級活動等を通して、よさを見つけて認めていく。

③ 観衆（いじめを助長する存在）、傍観者（いじめを支持する存在）への対応

ア 基本的な指導

- ・ いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・ いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

イ 事実確認

- ・ いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではなく、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

ウ 指導

- ・ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・ 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・ これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・ いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

エ 経過観察等

- ・ 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスに向けていく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

（２） 保護者との連携

① いじめられている子どもの保護者との連携

ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。

イ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。

- エ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

② いじめている子どもの保護者との連携

- ア 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
イ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
ウ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
エ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
オ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもの思う信念を示し、理解を求める。

(3) 関係機関との連携

- ① 問題が根深く家庭環境等が深く関わっているいじめの解決には、教育委員会だけでなく、警察、児童相談所、医療機関等と連携する。

② 深刻な事案が発生した時を想定し、日頃から連携した指導を行う。

③ 関係機関と学校をつなぐため、場合によっては教育委員会に相談し、スクールソーシャルワーカー（SSW）を活用する。

(4) 教育委員会への報告形式等について

- ① **第一報**・・・いじめ情報をキャッチし実態把握をした結果、いじめと判断した場合は、速やかに報告する。

※ いじめに関する定期実態調査があるので、事後の対応や解決状況も忘れず報告する。（毎学期末報告）

※ 上記の報告と文部科学省調査（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）との整合性を持たせる。

- ② **重大事態の報告**・・・児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるケースの場合は、教育委員会に報告する。

(5) 中・長期的な対応

早期対応は短期間の対応で終わることはない。いじめ事案が発生した場合、いじめの被害者や加害者はもちろん、学級集団においても様々な影響が残ることが多い。そのため、中・長期的な支援を継続的に行う。

- ① 表面的には解決した事例であっても、子どもの変化等を敏感に察知するとともに継続的に教育相談や指導・支援を行う。

- ② 特にいじめを受けた児童生徒に対しては、ＳＣ、心の教室相談員、ＳＳＷ等の活用も含め心のケアを行う。
- ③ いじめ対策としては、まず「いじめを生まない学校・学級づくり」が重要であることを再認識し、心の教育の充実を図り、すべての生徒を大切にする学級経営を行う。

(6) 出席停止措置について

いじめを繰り返している児童生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行う。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する。

※ 出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

【いじめ解消・解決の確認と説明】以下の２点を解消要件とする

- いじめに係る行為が止む
- 被害生徒が心身の苦痛を感じない

【重大事態への対応】

重大事態が発生した場合は、文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意するとともに、以下により対応する。

1 対応の基本的な基準

- (1) 「学校いじめ対策組織」発動及び調査委員会の設置（教育委員会または市）
- (2) 調査実施と校内での対応
- (3) 調査結果の報告（教育委員会または市）
- (4) いじめを受けた子ども、保護者への説明等
- (5) 調査結果と校内での対応と公表

2 重大事態発生時の報告等

- (1) 学校から教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
- (2) 必要に応じ公表する。

3 調査実施

- (1) 調査は、教育委員会又は市が設置した調査委員会が行う。
- (2) 調査委員は、専門家、有識者などから、公平・公正、中立の観点から厳正に人選する。
- (3) 調査内容、方法は調査委員会の求めに応じ、積極的に協力する。
- (4) 学校、教育委員会は、調査委員会の求めに応じ、積極的に協力する。
- (5) 被害所の要求又は市長の指示ある時は、躊躇なく再調査を行う。
- (6) 子どもが自殺したときは、「児童生徒の自殺がおきた時の調査の指針」（平成２６年７月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、慎重に行う。

4 調査結果の報告

- (1) 教育委員会は、調査結果及び保護者説明結果を速やかに市長に報告する。
- (2) 教育委員会と学校は、誠意をもって関係した子どもと保護者に調査結果を報告する。
- (3) 教育委員会は、必要に応じ、調査結果及び保護者説明結果を速やかに議会に報告する。
- (4) 教育委員会は、必要に応じ、子どものプライバシーに配慮しながら調査結果を公表する。

参考「いじめ防止対策推進法」(抜粋)

(出席停止制度の適切な運用等)

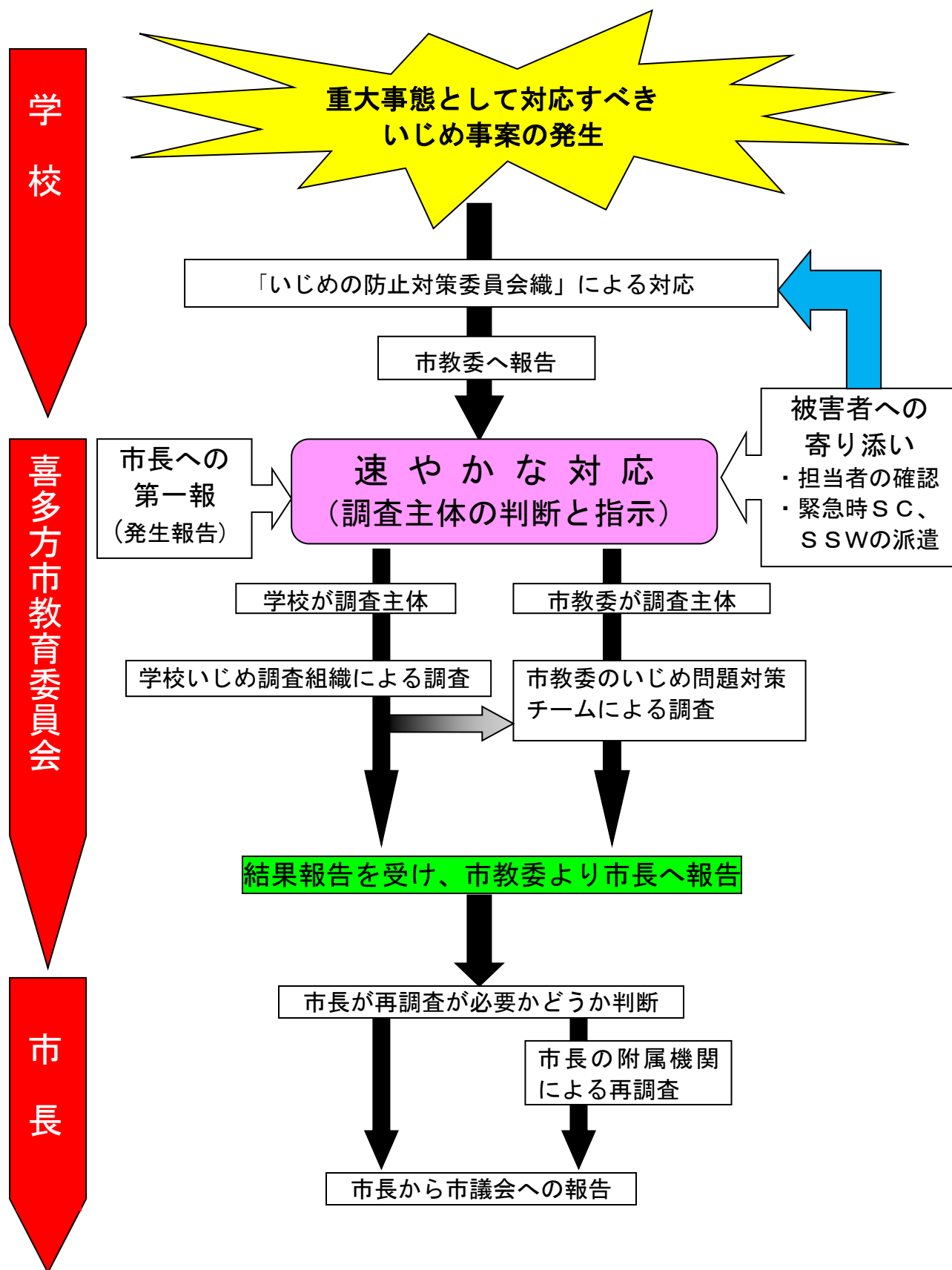
第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

参考「学校教育法」(抜粋)

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

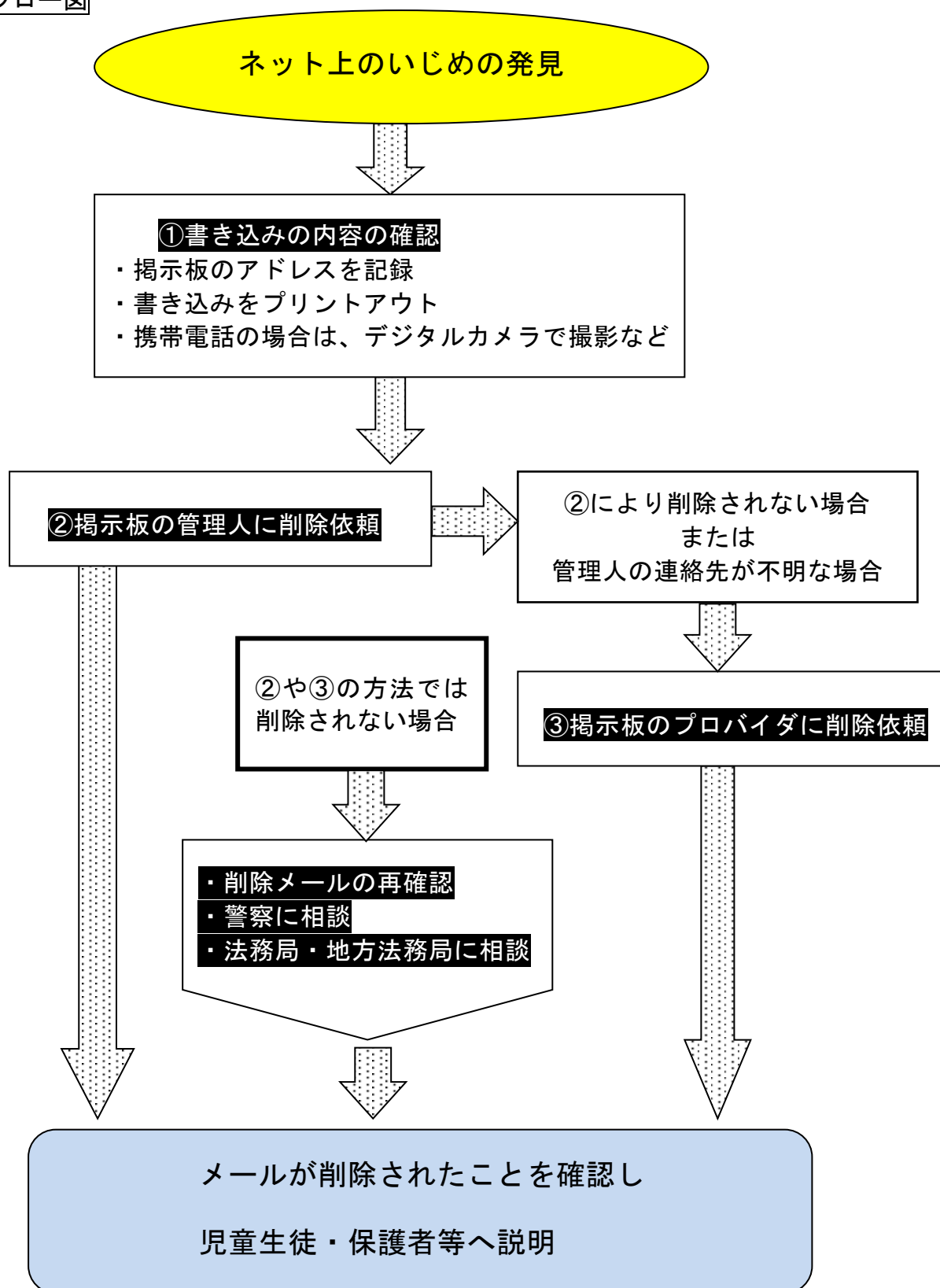
- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

4 重大事態発生時の対応フロー図



5 ネット上のいじめへの対応

対応のフロー図



(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の類型

① SNS等「ネット上のいじめ」

- ・ SNS等「ネット上のいじめ」
インターネット上のSNS（LINE、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなど）に、特定の子どもの誹謗・中傷を書き込み、いじめにつながっている場合もある。
- ・ SNSへ個人情報を無断で掲載
SNSに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために、迷惑メールが届くようになり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながったりするケースがある。
- ・ 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う
特定の子どもになりすまして、無断でプロフィールなどを作成し、その特定の子どもの電話番号やID、アドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害がある。

② メールでの「ネット上のいじめ」

- ・ メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う
誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信するなどして、いじめを行うケースがある。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため(サブアドレス)、いじめられている子どもには、誰からメールを送信されているのか判らないこともある。
- ・ 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
特定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール(チェーンメール)」を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがある。
- ・ 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う

第三者になりすまして送られてくるメールのことを、「なりすましメール」と呼ぶ。なりすましメールは、子どもたちでも簡単に送信することができる。クラスの多くの子どもになりすまして、「死ね、キモイ」などのメールを特定の子どもの何十通も送信した事例などもある。

③ その他

- ・ オンラインゲーム上のチャットやスマートフォンの無料通話アプリで、誹謗・中傷の書き込みの事例などが急増している。特に、「LINE(ライン)」では、「既読無視(素早く返信しない)」等に対して、「外し」と言われる「グループから仲間はずれにするいじめ」が多くのトラブルを生んでいる。今後も、ネット上のいじめはインターネットやスマートフォンの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。
- ・ 自分の第三者に見られたくない画像を、相手の要求のままに送ってしまいトラブルになるケースが多い。デジタルタトゥーと呼ばれるように、一度あげてしまうと消すことは非常に難しい。本人が嫌がる写真を(たとえ本人が送信したものだとしても)拡散することはいじめとなりうる。

(3) 「ネット上のいじめ」の対応

① 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

スマートフォン等によるSNSへの誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う。

◇対応の流れ

- ・ 「ネット上のいじめ」の発見／生徒・保護者からの相談
学校が「ネット上のいじめ」を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談である事例が多い。また、児童生徒の様子の変化から、事案を把握する事例もある。学校では子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応していく必要がある。より積極的に「ネット上のいじめ」を発見する取組として、家庭や地域、教育委員会、関連企業等と連携して「ネットパトロール」を行うことも今後検討する。
- ・ 誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合
その内容を確認する。その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。
- ・ 掲示板等の中には、パソコンから見るできない場合
その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。
- ・ 掲示板等の管理者に削除依頼
掲示板のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す(ページの下の方にあることが多い)。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっている。なお、削除依頼の方

法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する必要がある。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報悪用される場合もある。

- ・ 掲示板等のプロバイダに削除依頼
掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者への連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(掲示板サービス提供会社等)へ削除依頼を行う。
- ・ 削除依頼しても削除されない場合
管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。それでも削除されない場合は、警察や法務局、地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

◇生徒への指導のポイント — 掲示板等での被害を防ぐため—

- ・ 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ・ 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ・ 掲示板等を含め、インターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

② チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールと言う。「ネット上のいじめ」に分類される誹謗・中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがある。メール中に、「このメールを〇〇 人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

◇児童生徒への指導のポイント — チェーンメールの被害を防ぐため—

- ・ 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについては、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。
- ・ チェーンメールの内容は、架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ・ チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となること。
- ・ チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- ・ チェーンメールに記載されている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- ・ チェーンメールに記載されているウェブサイトのアドレスにはアクセスしな

い。出会い系サイトやアダルト系サイト等大変危険なサイトにつながる場合があること。

(4) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の生徒への対応

① 被害生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援を行う。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組む。

② 加害生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べる。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害児童生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例もあるので、個別の事例に応じて、十分に配慮した指導を行う。

③ 全校生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、上記の(2)(3)や「◇生徒への指導のポイント」を参考に、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要である。掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝える。

(5) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。

加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行う。加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取り組みに対する保護者の理解を得るようにする。

(6) 「ネット上のいじめ」等に対する対応の充実

① 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

「ネット上のいじめ」を予防する観点から、また、「ネット上のいじめ」以外にも、子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれることも考えられる。そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行う。

情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達の段階に応じで情報モラルを取り扱っていく必要がある。また、情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している指導モデルカリキュラムや教員向けWebサイト等を活用する。情報モラル教育については、学校全体で取り組み、指導に当たっては、それぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図るように努める。その際には、外部の専門家を講師として招き、教員の研修なども行うようにする。「ネット上のいじめ」は、今後、新たな手口が発生することもあると考えられる。そのため、常に最新の動向の把握に努めることが重要である。

② 保護者への啓発と家庭・地域との連携

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取り組みだけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取り組みを行う。

そのためには、携帯電話の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話の利用の実態について保護者に理解してもらい、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていくように働きかけていく。また、保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあるので、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行うことも勧める。

入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会をとらえて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく。

参考「いじめ防止対策推進法」（抜粋）

（インターネットを通じて行なわれるいじめに対する対策の推進）

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

（後略）

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。